

サービス利用までの流れ(障害児通所支援)

① 市に申請書類と障害児支援利用計画案を提出します。

・サービスの利用申請を行います。【保護者】

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の利用を希望する方は、市に申請書等、必要書類を提出します。

その際に市の職員が申請者等からお話をお伺いし、「概況調査」「サービス利用の意向調査」等を行います。

・指定障害児相談支援事業者と契約します。【保護者】

申請者等は、「障害児支援利用計画案」の作成を依頼する「指定障害児相談支援事業者」をご自身で決めていただき、計画の作成に関する契約を結びます。

契約の締結後、指定障害児相談支援事業者の相談員が、本人、ご家族等と面談し、その意向等を踏まえて「障害児支援利用計画(案)」を作成し、利用者に交付します。

※相談支援事業者が見つからない場合や申請者が希望する場合は、「障害児支援利用計画(案)」の提出に替えて「セルフプラン」を提出することもできます。

・市に障害児支援利用計画案を提出します。【保護者または指定障害児相談支援事業者】

申請者または指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業者が作成した「障害児支援利用計画(案)」と「障害児相談支援給付費支給申請書」及び「障害児相談支援依頼届出書」を市に提出します。

※セルフプランの場合、申請者等は市にセルフプランを提出します。



② 支給決定を行います。【市】

市は、「障害児支援利用計画(案)」または「セルフプラン」を参考に障害児通所支援の利用等について支給決定を行います。

支給決定後、申請者あてに「障害児通所給付費支給決定通知書」、「障害児相談支援給付費支給通知書」及び「通所受給者証」等を送付します。

※セルフプランの場合、「障害児相談支援給付費支給決定通知書」はありません。



③障害児支援利用計画を作成します。【指定障害児相談支援事業者】

指定障害児相談支援事業者は、市の支給決定の内容等を踏まえて、「障害児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。

※セルフプランの場合は不要です。



④サービス提供事業者と契約します。【保護者】

支給決定を受けた方は、支給決定を受けたサービスについて、利用を希望する事業者に通所受給者証を提示し、サービスの利用に関する契約を結びます。



⑤サービスの利用を開始します。【本人/保護者】

支給決定を受けた方は、利用契約に基づき、サービスの利用を開始します。



⑥定期的なモニタリングを行います。【指定障害児相談支援事業者】

指定障害児相談支援事業者は、通所受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、本人、ご家族等と面談する等してサービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

※セルフプランの場合、モニタリングはありません。